

■改正住宅セーフティネット法の施行に係る居住支援法人制度の見直し

出展：国土交通省

居住支援法人制度の見直し

国土交通省・厚生労働省共管の制度となったことを踏まえ、住宅部局・福祉部局で連携して対応

基本的な考え方①

居住支援法人による地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組の促進

⇒法人が作成する実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）、事業報告書（毎年度）の記載事項の見直し

(1) 地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者との連携について記載【省令】

➡ 地方公共団体においても積極的に法人との連携・協働に向けた取組を促進することで、双方向の意見交換等を図る

(2) 居住支援に係る人材育成について記載【省令】

➡ 居住支援協議会や研修会への参加等により、住宅・福祉等の多角的な知見、全国的な動向、他の法人の取組等を把握

基本的な考え方②

○ 適切・効果的な指導監督を行うとともに、関連福祉制度等との緊密な連携を図る観点から、①指定時等の審査の厳格化、②指導監督時の処分基準の明確化、③支援の内容、価格等に関する情報公開を推進。要配慮者と支援者の双方が「適正な居住支援法人を選択できる仕組み」の構築を図る。

○ 居住支援法人は、要配慮者に対し支援業務の内容や対価等を理解しやすいように説明すること、相談又は苦情に誠実に対応すること、要配慮者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その居住の安定を図るように努めること等が重要

(1) 対価を得て行う業務の審査の厳格化

・ 要配慮者から対価を得て業務を行う場合は、実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）にその内容や金額を記載するとともに事業報告書（毎年度）に実施状況を記載【省令】

(2) 不適切な業務運営の抑止と早期発見

・ 実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）を法人のホームページ等で公表【省令】
・ 指定申請書に、要配慮者等からの支援業務に関する問合せを受けるための連絡先を記載【省令】
・ 法人による、要配慮者や地域住民等に対する適切な情報公開の推進【通知】

(3) 都道府県による適正で効果的な指導監督の推進

・ 要配慮者から対価を得て業務を行う場合は、要配慮者の氏名、支援の内容や金額等を記載した帳簿（電子媒体可）を作成し、契約終了日から起算して5年を経過する日まで保存【省令】
・ 適切な指導・監督、関係福祉部局等との連携の推進【通知】

■大阪府の考え方（案）

国が示しているとおり、①居住支援法人と地方公共団体の連携や、居住支援法人同士の連携がますます求められている。また、適切な指導・監督の実施等通じて、要配慮者と支援者の双方が適切な②居住支援法人を選択できる仕組みづくりが必要。

(参考) 居住支援法人のアンケート

■居住支援法人へのアンケート（R7.2実施）

(地方公共団体や居住支援法人同士の連携)

- 居住支援協議会が増えてくれば、協議会同士の横の連携、サポートが必要な方を地域で振り合うことができれば見守りもできるし、サポートもしやすくなるとおもいますので仕組みができたなら有難いです。
- 大阪府は他の都道府県よりもたくさんの居住支援法人がいるので、上手く連携を取り合えればより多くの住宅確保要配慮者の方に支援できるのではないかと感じているので、そのような連携を取り合える機会がもっと増えたらいいなと思っております。

(大家等との連携)

- お家の提供の為、大家とのつながりをさせてほしい。
- 大家、不動産会社、保証会社に居住支援法人について知ってもらえるよう、広報を引き続きよろしく願いいたします。

(居住支援法人の活動内容の整理)

- 居住支援法人の活動内容の整理や客観的な評価等を行ってほしい。ビジネス視点で入っている事業所も多くあり、それ自体は悪くはないのだが、本来の『居住支援』の在り方をしっかりと認識してほしいと感じることも増えている。

(居住支援法人が課題に感じていること)

- 市によって居住支援法人に関する取組の温度差があると感じています。居住支援法人の周知や市の部署間での協力体制の構築等に関して、大阪府からの働きかけを強化していただけたらと思います。
- 市町村の理解が非常に低いです。また住宅確保等要配慮者に対する支援の範疇が多数の部署にまたがるため協力依頼をしてもたらい回しにされることが多い。市町村が積極的に活動しない限り居住支援は進まないと思います。
- 支援体制の充実（緊急連絡先がない場合の支援体制や、引っ越し荷造りが出来ない方への支援等々）に対する、バックアップ（体制が整えやすくなるための行政や各機関等への働きかけ、予算の確保など）がしてもらえるとありがたく感じます。

■安否確認や見守りを実施する居住支援法人数（令和7年9月末時点 法人数：206法人）

- 安否確認・緊急時対応（緊急通報、駆け付けなど）を自ら実施する法人数・・・136法人（他の法人等と連携して実施する法人数：39法人）
- 定期、または随時の訪問（見守り、声かけ）を自ら実施する法人数・・・144法人（他の法人等と連携して実施する法人数：27法人）

■法人数が全国で一番多い大阪府における居住支援法人の在り方について

【大阪府の考え方（案）】

- ・大阪府は研修会・交流会の機会等を通じ、地方公共団体や**居住支援法人同士の連携（法人同士のネットワークづくりなど）を促進**するとともに、（仮称）居住支援体制構築促進会議（地域別会議）の開催等を通じ、**地域単位での居住支援法人同士の連携**を促進
- ・住宅セーフティネット法に基づく**指導監督、実施計画の公表等の徹底**などを通じて、要配慮者と支援者の双方が適切な居住支援法人を選択できるよう努める

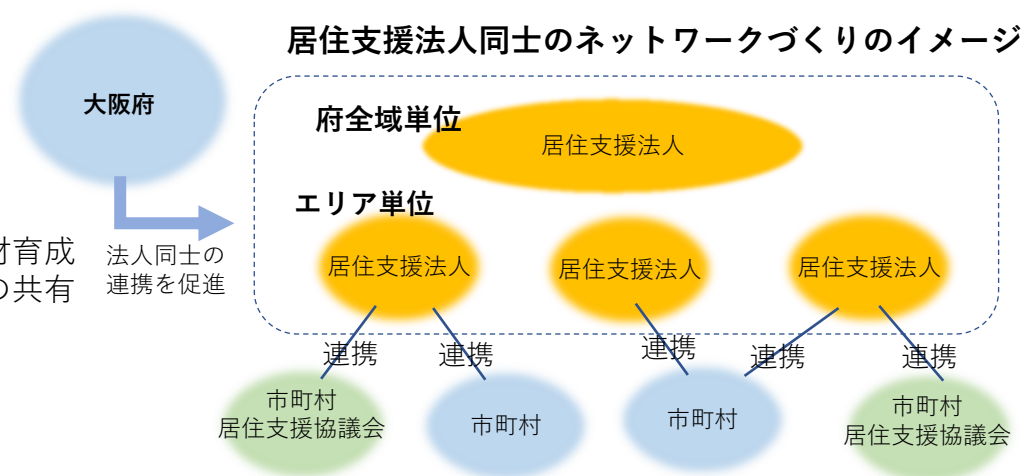
①地方公共団体や居住支援法人同士の連携

■地方公共団体や居住支援法人の連携促進（案）

- ・研修会・交流会の機会を通じた連携促進
- ・居住支援法人同士のネットワークの構築の促進
- ・地域単位でのネットワークの促進（地域別会議の実施）
- ・地方公共団体等が実施する研修会等への参画促進
- ・法人活動の見える化
- ・

■居住支援に係る人材育成（案）

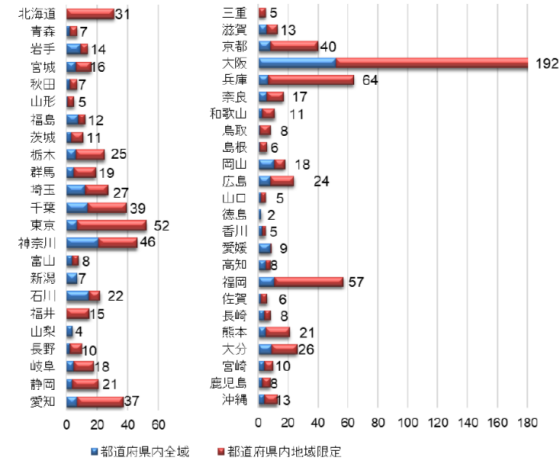
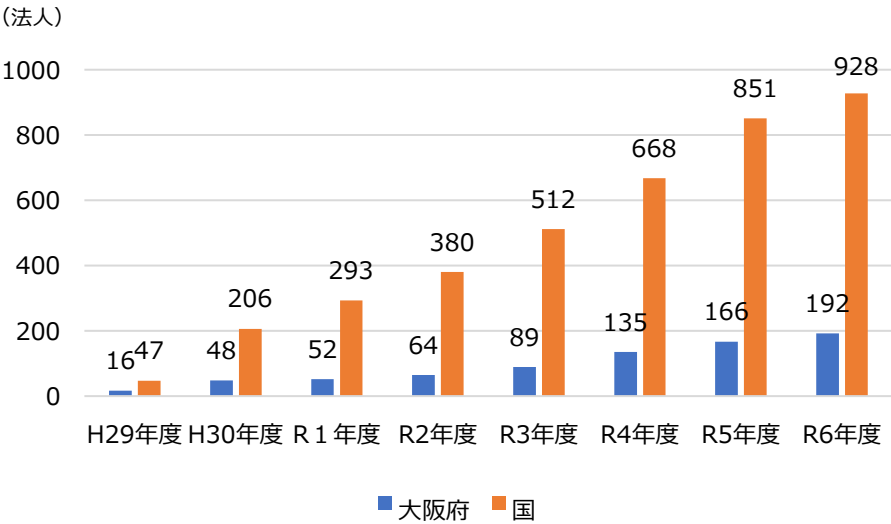
- ・研修会・交流会の機会を通じた連携促進による人材育成
- ・居住支援法人同士のネットワーク構築による事例の共有
- ・



②適切な居住支援法人を選択できる仕組み

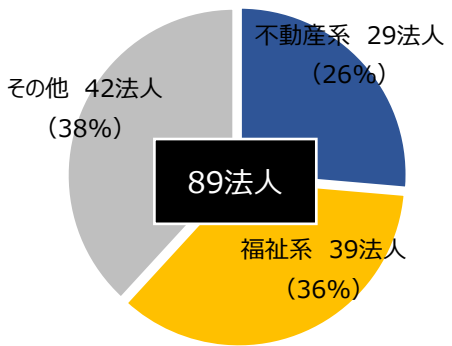
- ・適切・効果的な指導監督の実施
- ・居住支援法人による実施計画の公表等の徹底
- ・法人活動の見える化（再掲）
- ・

（参考）居住支援法人の指定数《推移》

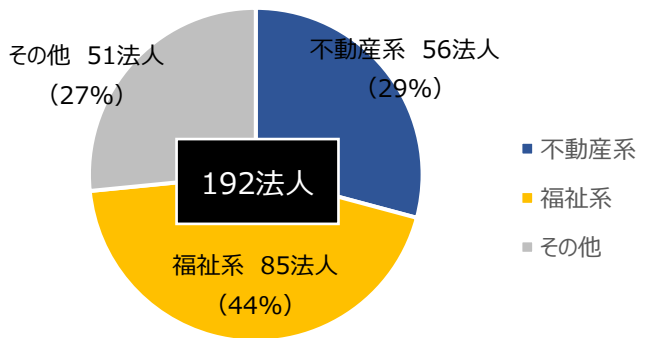


・居住支援法人の数は年々増加。令和6年度末には192法人。法人数は全国一。

・居住支援法人の構成比（業界の種別）



R3年度末



R6年度末

(参考) 居住支援法人のご案内

～事務所の所在地や活動地域、支援内容を参考に、住まいを探している地域のお近くの居住支援法人へご相談ください。～

※令和6年12月31日時点の情報を掲載しています。最新の情報は大阪府ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/jumochi/yochairyo_chintai/index.html#three）でご確認ください。

[illegible]

(参考) 居住支援法人の活動の見える化の事例 (大阪市：鶴見区での作成事例)

誰もが地域で自分らしく生活するための支援



弊社では、居住支援事業の他にも計画相談、障害児相談支援、地域定着支援、地域移行支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助(男性専用)も行っております。病院から退院した後のお家探しやなかなかお家を見つけることが難しかった方のサポート実績もあります。誰もが地域で自分らしく暮らすための支援をモットーにその人のことをしっかりと理解し、長く住んでもらえるよう努めています。スタッフには公認心理師もいるので安心して相談できます。いつでも相談お待ちしております。



担当者(豆子・浜田)



蒲生四丁目駅より徒歩4分



障がい者のお家探しとお仕事探しのサポート



弊社は、障がいをお持ちの方々に寄り添った支援を提供する居住支援法人です。私たちは、安心して生活できるグループホームや一般賃貸の紹介、適切な仕事の紹介を通じて、障がいを抱える方々の自立と社会参加をサポートします。一人ひとりのニーズに応じたサポートを行い、心豊かな生活を共に築いていきます。HPのお問い合わせページや電話、メールでのご相談が可能です。いつでもお待ちしております。



担当者(島袋)



鶴見駅より徒歩7分



 特定非営利活動法人ラルゲット 大居095
所在地 〒536-0004 大阪市城東区今福西3-11-7
TEL 070-3189-1903 FAX 06-6180-4229
MAIL info@npo-larghetto.jp
対応時間 月・火・水・金・土 9:00~18:00(定休日:木・日・祝)

ホームページ



 株式会社A.S.Entertainment 大居156
所在地 〒536-0023 大阪市城東区東中浜1-7-28
TEL 06-6167-7476 FAX 06-6167-7477
MAIL friendshipjoto@gmail.com
対応時間 平日 9:00~18:00(定休日:土・日・祝)

ホームページ

